

『狭山市公有地』における日常的な保全管理ボランティアのルール化について（案）

【北地区活動地：狭山市上赤坂】

くぬぎ山地区自然再生協議会

趣旨

狭山市上赤坂の狭山市公有地（4,176 m²）は、くぬぎ山地区内の北西部に位置し当該地域に広域に分布している典型的な平地林の一面として、2003年に公有化された。林相は、コナラ・エゴ・エノキ・ヤマザクラ・スギ等が混在する二次林であり、雑木林の若返りを図り生物多様性の改善を目的に、2010年12月11日に「くぬぎ山地区自然再生協議会」主催の県民参加型保全管理イベントが実施された。

イベントでは、高木層の伐採に伴う萌芽更新によるコナラ二次林の再生活動が取組まれたが、専門性が求められる高木伐採作業のウェイトが高いことなどから、関係団体等による継続的な保全管理に関するボランティア活動が望まれる状態となっている。

こうした背景を踏まえ、「くぬぎ山地区自然再生全体構想」（2005年3月策定）の目標1. に示された“平地林の荒廃を抑制し、豊かな緑と生物の多様性を持続する”を効率的・効果的に達成する事を目的に、関係団体等が共通認識のもとに管理作業に取り組むためのルールを定めるものとする。

保全管理作業ルール

1. 狭山市公有地は、くぬぎ山地区の代表的な二次林植生であるコナラ林が形成されており、当該地の目標植生タイプとしては「第20回くぬぎ山地区自然再生協議会」（2010年7月31日）で決定した「管理活動実施計画」に示されている、コナラ・クヌギ林（萌芽更新による低林管理タイプ）であることを確認する。
2. 管理対象の樹林地は、萌芽更新に不可欠な伐採後の光条件の確保とイベント当日を含む当面の全体活動量を勘案し、公有地の南側1/3程を「皆伐エリア」、中央部の1/3程を「材床管理エリア」に設定するゾーニングが行われており、今後の管理活動においても当分の期間はこれを基本とする。中央部および北側エリアは、南側「皆伐エリア」の生物多様性の改善状況をモニタリングする中で、その効果に応じて皆伐面積の拡大を図るものとする。
3. 「皆伐エリア」に関しては、エリア内に存在する高木・亜高木は原則すべて伐採し、光環境の改善を図る。「農用林」としての萌芽更新の皆伐作業では、低木も含め伐採し下草の除去も実施する場合が一般的であるが、当該地では生物多様性を目的とした「環境林」の管理育成を図る観点から、希少種および二次林との結び着きの強い低木や草本類は予めマーキングを行い、これらの保全を図る。
4. 「材床管理エリア」については、高木・亜高木層は伐採せず保全植物を除く低木および下草の選択的な除草作業と、材床の適度な表土攪乱を実施する。
5. 管理活動実施エリア内で、積極的な保全を図るべき希少植物は国および県のレッドデータブック掲載種（キンラン、シュンラン、オオバノトンボソウ、クモキリソウ等のラン科草本類、クチナシグサ、

センブリ、レンゲツツジ等) や、雑木林との結び着きの強い種 (ヤマユリ、リンドウ、ホタルブクロ、ヤマツツジ、ウブイスカグラ、ガマズミ等) とし、これらの該当種の選定とマーキングは管理作業実施前に行っておくことが望ましい。

6. 管理活動実施エリア内で、確認された外来植物や植林木 (スギ、ヒノキ等) 照葉樹木 (シラカシ、ヒサカキ、アオキ等) は選択的な除去を図ると共に、不法廃棄物についても積極的な撤去を進める。
7. 管理活動により発生した木材、枝、草等の処分は、原則として敷地内処理を優先するが、高木伐採で生じた発生材に関しては、敷地内のみでの処理は基本的に困難であるため、作業実施者 (団体) の利用を可とする。止むを得ず処理施設に搬入する場合は、狭山市の基準による。
8. 管理作業実施時に使用する植生管理機材に関して、「くぬぎ山地区自然再生協議会」が所有している備品を利用する場合は、別紙の「くぬぎ山地区自然再生協議会の備品等の利用について」に基づく手続きを講じる。
9. 当該地の管理活動の実施に当たっては、安全性や実施適期の調整等の関係から予め「くぬぎ山地区自然再生協議会・運営委員会」に諮るか、または「くぬぎ山地区自然再生協議会・会長」の了解を得るものとする。
10. 当該地の管理活動の費用については、当面、作業実施者 (団体) が負担するとともに、安全管理についても、作業実施者 (団体) の責任とする。
11. イベント開催時以外の保安全管理に関するボランティア活動を実施した際には、日時、活動場所、内容、参加人数について、「くぬぎ山地区自然再生協議会」に報告する。

『狭山市自然再生地』における日常的な保全管理ボランティアのルール化について（案）

【南地区活動地：狭山市堀兼】

くぬぎ山地区自然再生協議会

趣旨

狭山市堀兼の自然再生地（4,960 m²）と周辺地は、2002年～’04年に産廃施設の移転後に樹林地の再生が取り組まれた「くぬぎ山地区自然再生事業」の象徴的な場所であり、2010年9月11日には「くぬぎ山地区自然再生協議会」主催としては初めての県民参加型保全管理イベントも実施された。今後も、自然再生協議会の主催による管理活動は継続される予定となっているが、当該地はセイタカアワダチソウやオオブタクサ等の外来植物、クズ等による先駆ツル植物の繁茂が著しく、関係団体の日常的な保全管理に関するボランティア活動の取組みが望まれる状況となっている。

こうした背景を踏まえ、「くぬぎ山地区自然再生全体構想」（2005年3月策定）の目標1. に示された“平地林の荒廃を抑制し、豊かな緑と生物の多様性を持続する”を効率的・効果的に達成する事を目的に、関係団体が共通認識のもとに管理作業に取り組むためのルールを定めるものとする。

保全管理作業ルール

1. 狭山市自然再生地と周辺地は、くぬぎ山地区の代表的な二次林植生であるアカマツ林とコナラークヌギ林を再生することを目標に、根株植栽、実生移植、種子育成等の様々な手法が実施され、現在に至っている。用地内におけるアカマツ林とコナラークヌギ林の境界を示すゾーニング等までは、これまでに検討されていないが、基本的にこの2つの二次林タイプの樹林地を当該地において再生していくことを、植生管理の出発点として確認する。
2. 現在、用地内にはアカマツ、コナラ、クヌギ、ヤマザクラ、エノキ、アカメガシワ等の植栽および自然発生由来の二次林構成樹木が3～7m程の中木に成長しているが、敷地全体から見ると部分的であり、セイタカアワダチソウやクズ等が繁茂している場所が広面積を占め、このまま放置した場合「偏向遷移系列」となり、二次林の育成が長期にわたり阻害される可能性が高い。そのため、当該地における植生管理活動の主要ターゲットは、外来植物のセイタカアワダチソウ、オオブタクサ、メリケンカルカヤ等と先駆ツル植物であるクズ、ヤブガラシ、カナムグラ等の除草・抑制とする。
3. 駆除抑制の対象とする上記植物は、多年草や埋土種子を形成する草本としての特徴を持っているため、機械刈りによる画一的・単発的な地表部の草刈りのみの対応では何年たっても同様の草刈り作業を繰り返すことになり、しかも二次林の実生（自然発生苗）も含めて刈り取る可能性が高いことから、二次林の育成も困難になる。一方で、セイタカアワダチソウは生育面積が大きく、クズは根が広く張ること等から手作業のみの駆除では多大な労力が必要となる。こうした点を考慮すると、学校や企業等も含め可能な限り多数のボランティアの参加を図り、手作業を主とした管理を原則とし、少人数で早期の成果が求められる際には、留意事項を十分踏まえたうえでの機械刈りを行うことが現実的である。
4. いずれの草地の管理活動においても、二次林の構成樹木が健全に高木にまで成長し木陰が生じる段

階ではじめて、セイタカアワダチソウやクズ等の太陽光を不可欠とする草地の管理作業が必要でなくなる。換言すれば、樹木の成長を一日も早く促す方策が、草地管理の作業軽減にとって極めて重要と言える。そのため、草地管理作業の前提として①除草活動開始前に、植栽および自然発生した二次林構成樹木の苗・幼木をマーキングし、誤伐採を避ける（マーキングは草本が成長する前の春季に実施しておくことが効果的）、②除草作業後に、二次林構成樹木の苗の植栽を併せて実施し、高木の早期育成を誘導する（苗の確保に際しては近隣地域産のものを調達）、の2つの対応を行うことを基本とする。

5. 手作業による除草管理に際しては、根や地下茎も含めた抜き取りを行う。労力等の観点から面的な除草活動が困難な場合には、アカマツやコナラ等の二次林構成樹木の幼木周囲のみを重点的に除草する「坪刈り」を実施し、効率的な高木育成を図る。
6. 肩掛け式草取り機等を用いた機械刈りに際しては、上記した二次林構成幼木の誤伐採に十分留意したうえで、同じ草本繁茂地を対象に年3回以上の除草作業を実施することが望ましい。セイタカアワダチソウの場合、地下部の蓄積養分を消費させる6月、地下茎へ翌年の養分の蓄積が始まる9月、種子の形成散布前の10月の3回にわたって、地際までの刈り取りを行うことが効果的である。
7. 管理活動により発生した木材、枝、草等の処分は、原則として敷地内処理を優先する。
なお、止むを得ず処理施設に搬入する場合は、狭山市の基準による。
8. 自然再生地内には、2003年の県民参加型イベントによってアカマツの苗を植栽した区画があり、現在4～6mのアカマツ密生林が形成されている。植栽段階では、苗の多くが枯死する可能性が指摘され、それを見込んだ植栽密度が設定されたが結果として枯死はほとんど見られず、間伐による密度調整が必要となっている。この植栽アカマツ林の管理については、今後、「くぬぎ山地区自然再生協議会」によって管理手法も含めた作業の実施を検討していくものとする。
9. 管理作業実施時に使用する植生管理機材に関して、「くぬぎ山地区自然再生協議会」が所有している備品を利用する場合は、別紙の「くぬぎ山地区自然再生協議会の備品等の利用について」に基づく手続きを講じる。
10. 当該地の管理活動の実施に当たっては、安全性や実施適期の調整等の関係から予め「くぬぎ山地区自然再生協議会・運営委員会」に諮るか、または「くぬぎ山地区自然再生協議会・会長」の了解を得るものとする。
11. 当該地の管理活動の費用については、当面、作業実施者（団体）が負担するとともに、安全管理についても、作業実施者（団体）の責任とする。
12. イベント開催時以外の保安全管理に関するボランティア活動を実施した際には、日時、活動場所、内容、参加人数について、「くぬぎ山地区自然再生協議会」に報告する。